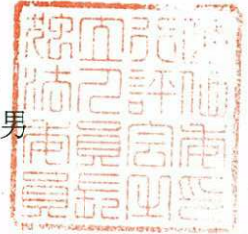




独評発第0831033号
平成24年 8月31日

独立行政法人労働者健康福祉機構
理事長 武谷 雄二 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会
委員長 猿田 享男



独立行政法人労働者健康福祉機構の平成23年度における業務の
実績に関する評価結果の通知について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第2項に基づき、別添のとおり、平成23年度における業務の実績に関する評価を行ったので、同条第3項の規定により、その結果を通知する。

独立行政法人労働者健康福祉機構の 平成23年度の業務実績の評価結果

平成24年8月30日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成 23 年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、平成 16 年 4 月、特殊法人労働福祉事業団の解散により、独立行政法人として発足した。

今回の評価は、平成 21 年 2 月に厚生労働大臣が定めた第 2 期中期目標期間（平成 21 年度～平成 25 年度）の 3 年度目（平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月）を対象としている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成 22 年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日同委員会。以下「政・独委評価の視点」という。）、「平成 22 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成 23 年 12 月 9 日同委員会）等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成 23 年度業務実績全般の評価

機構は、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図ることを通じて、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。この目的を達成するため、具体的には、労災病院、産業保健推進センター、リハビリテーション施設等の運営により、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供を行うとともに、労災疾病等の研究・開発により得られた予防法・治療法のモデルを労災指定医療機関等に対して普及を図るほか、国の産業保健関係助成金、未払賃金立替払などの各事業を通じ、国の労働政策と密接に連携した多様な事業を効率的に運営していくことが求められており、これらを内容とする中期目標が定められている。

平成 23 年度の業務運営に関しては、労災病院事業において、急性期に対応した高度・専門的医療の提供、地域医療支援の一層の推進、労災疾病研究では、アスベスト関連疾患・粉じん等による呼吸器疾患分野において国内の労災指定医療機関等に対する成果の普及に加え、アジア諸国への普及の取組などが認められ、また、産業保健推進センター事業では、産業医等に対する専門的な研修・相談等の積極的な取組を行ったほか、未払賃金立替払事業では支払処理日数及び累積回収率について過去最高の実績を達成しており、さらに、東日本大震災への対応では、被災地へ全国の労災病院から、医療チームを派遣するなど、多様な各事業を担いつつ、その取組には積極的な姿勢が認められる。

今後においては、労災疾病等に関する診断・治療法の一層の普及活動、実用化に向けた取組を行うとともに、メンタルヘルス不調者の職場復帰の支援など社会的なニーズに的確に対応した活動など、医師等の職場環境にも配慮しつつ、

更に積極的な取組が進められることを期待する。

また、業務運営の効率化、収支改善等に向けた取組については、理事長のリーダーシップの下、医療機器の共同購入の実施、給与カーブのフラット化、後発医薬品の採用拡大等により事業費等の削減を行う一方、新たな施設基準取得、医師確保等により収入を確保するなど、組織が一丸となって、効率的に取り組み、着実に成果をあげており、今後とも、これらの取組を確実に推し進め、効率的な業務運営を期待する。

なお、これらの取組については、機構の設立目的に沿って適正に業務運営を行ったものであり、これらの事業実績は、平成 23 年度計画を着実に達成したものと評価できる。今後においても更なる積極的な取組を期待するとともに、「独立行政法人の制度及び組織の見直し基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）を踏まえた新法人制度への移行に向けた着実な取組と、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）を踏まえた適正な業務運営について願います。

なお、第 2 期中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については 2 のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

① 機構の組織運営体制の見直し

機構本部に設置している経営改善推進会議や個別病院協議等における本部の経営指導・支援体制の強化に取り組み、医師不足への対応や医療機器の共同購入等に係る経営指導を行った。また、各労災病院が計画した経営目標の進捗状況についても、本部が適宜フォローアップ等を行い、理事長自らが個別に病院長と協議するなど、業務運営の効率化に向けて、本部のガバナンスを発揮し、着実に成果をあげている。

なお、今後は、個別の病院毎に評価を行う取り組みについても検討を行うことを期待する。

② 一般管理費、事業費等の効率化

一般管理費（退職手当を除く。）、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）の削減については、引き続き人件費の削減、随意契約の見直し等による調達コストの削減等に取り組んだ結果、平成 22 年度に比べ、一般管理費は 3.2%削減、事業費は 20.9%削減している。また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの総支出に占める運営費交付金の割合は、診療収入の増等による自己収入の確保に努めつつ、事業費等の削減に取り組んだ結果、平成 20 年度の水準を維持し、中期計画に沿った着実な成果を上げたと言える。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

業務の質の向上、職員の士気の向上等のために、第1期中期目標期間初年度から内部業績評価制度を導入しているが、その定着に向け、全ての事業・施設において、BSC（注1）を作成し、SWOT分析（注2）等を活用している。

また、機構独自に外部有識者による業績評価委員会を年2回開催するなど、内部評価及び外部有識者の評価により、的確にPDCAサイクルマネジメントを実施したことは評価できる。各事業において取組事項に関する主な評価は、以下のとおりである。

注1) BSC（バランス・スコアカード）…経営マネジメントツールの一つで、達成目標、評価指標及び行動計画等を「利用者の視点」、「財務の視点」、「質の向上の視点」、「効率化の視点」、「組織の学習と成長の視点」の5つの視点から策定したカードのこと。

注2) SWOT分析…組織や外的環境における、強み(Strengths)、弱み(Weaknesses)、機会(Opportunities)、脅威(Threats)を評価するための分析手法。

① 労災疾病等に係る研究開発の推進等

労災病院グループでは、産業活動に伴い、依然として多くの労働災害が発生している疾病や、産業構造等の変化により、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病について、産業保健関係者とのネットワークを活用しながら、蓄積された多数の労災疾病等に係る臨床データや、疾病と職業の関連性に係る情報などを基礎として、労災病院のミッションに基づいた特色ある労災疾病等13分野において医学研究・開発や、その成果の普及を進めている。

その中でも、アスベスト関連疾患・粉じん等による呼吸器疾患に関する診断、治療法等については、モンゴル、中国等のアジア諸国からも注目されており、特にモンゴルにおいては、平成22年度に引き続き、保健省で「じん肺とアスベスト関連疾患の診断のための実践ワークショップ」を開催するなど、国内はもとより国外においても研究成果の普及活動に積極的に力を注いでいることは高く評価できる。

また、疾病の治療と職業の両立支援の研究や、勤労者のメンタルヘルスの研究は、労災病院のミッションに沿った具体的な取組として評価できる。

なお、労災疾病等13分野のデータベース（ホームページ）アクセス件数をめざましく伸ばしており、また、研究成果の一部は現場で実用化されている等、全体として高く評価できる。今後は、事業主や勤労者にもわかりやすく提供するなど、研究成果の普及について更なる取組を期待する。

② 勤労者医療の中核的役割の推進

ア 高度・専門的医療の提供

労災病院では、地域がん診療連携拠点病院、災害拠点病院、地域医療支援病院等の認定を受ける病院の増加等に取り組んでおり、地域における中核的医療機関としての体制構築・強化を着々と進めていることは評価できる。

また、7：1看護体制の充実（13→19施設）等、急性期医療に対応する体制を強化し、医療の高度・専門化に向けて努力していることが認められる。更なる高度・専門的医療の推進に向け、優秀な人材の確保のため、医師の確保から研修機会の提供、医師事務作業補助や育児のための短時間勤務制度など働きやすい環境づくりの提供という相互連関の視点から取り組んでいる他、認定看護師の急速な増加や、学会への積極的参加、クリニカルパスの適用率向上、DPC対象病院の整備は高く評価する。

なお、労災病院全体の取組としては評価されるものの、個々の労災病院には地域の医療事情等による医療提供体制の差異があるので、地域の特性に応じた個々の労災病院毎のミッションの再定義と、それに基づいた対応について期待したい。

患者満足度については目標の80%をクリアしているが、若干停滞傾向にあり、その原因の究明を行うとともに、今後は、医師に対する研修等の受講満足度についても期待される。

イ 勤労者医療の地域支援

勤労者医療の地域支援の推進については、地域医療連携室において、各地域の労災指定医療機関等の医師に対してニーズ調査を行い、この調査結果を踏まえて、時間外受付、休日受付、FAX・メール・連携システム等による紹介患者の受付など業務改善に取り組み、患者紹介率、逆紹介率、症例検討会・講習会参加人数、受託検査件数等の目標数値を全て達成するとともに、平成23年度、新たに3施設が地域医療支援病院の承認を取得し、合計22施設となったことは高く評価できる。今後は、労災病院独自の特色ある地域医療への貢献のあり方についても検討を期待する。

また、被災地へ全国の労災病院から、医療チームを派遣するなど、平成22年度に引き続き、東日本大震災への対応が図られたことは高く評価できる。

ウ 行政機関等への貢献

行政機関等への貢献については、国からの東京電力福島第一原子力発電所における労働者の健康管理等のための緊急医師派遣要請に基づき、平成23年5月29日から継続的に医師の派遣を実施するなど、震災対応への貢献は顕著である。

また、労災病院に設けられているアスベスト疾患センターにおけるアスベスト小体計測の実施、健康診断・健康相談への対応、全国で医師等を対象とした石綿診断技術研修会を実施し、診断技術の普及を行うなど、労災病院としての特色ある取組を行ったことは高く評価できる。

さらに、国が設置した審議会等への参画及び国の要請に応じた地方労災医員等の医員・委員の受嘱のほか、労災認定等に係る意見書作成についても、引き続き迅速化が取り込まれており、行政機関等への貢献を着実にやっている。

エ 過労死予防等の推進

勤労者の過労死予防対策については、労災病院内に設置されている勤労者予防医療センター（部）において、過労死予防対策、メンタルヘルス不調予防対策、

勤労女性の健康管理対策について取組を行っているが、勤労者の利便性の向上を図るため、指導・相談等を時間外・休日にも行うとともに、企業等の要望により出張による指導も積極的に行ったこと等により、目標数値を全て達成し、高い利用者満足度を得ていることは評価できる。今後は更なる取組の拡大を期待する。

また、メンタルヘルス不調者への職場復帰支援の取組については、社会的なニーズも増加していることから、現在、横浜労災病院で実施している「職場訪問型職場復帰支援」活動において、休職者のいる職場を訪問し、職場復帰指導等を実践したことにより、平成 23 年度において、メンタルヘルス不調者 83 名の復職支援を実施したことは評価できる。今後も一層の体制整備を進めるとともに、それらの支援ケースを踏まえ、効果的な支援プログラムを構築するとともに、知見をより整え、行政も含め関係機関に対する一層の働きかけを期待する。

③ 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターでは、重度の障害を受けた方の社会復帰に向けた取組として、重度の障害や併発する疾病に対応するために、複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW（メディカルソーシャルワーカー）などが連携したチーム医療による患者毎の障害に応じたプログラムの作成・実践等による専門的なリハビリテーションが行われている。

また、退院後の QOL の向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問等による在宅就労の支援等のケアまで幅広く一貫したサポートを実施している。

その結果、社会復帰率や患者満足度調査において目標数値を達成しており、全般的には適正に運営されていると評価できるが、前年度比で社会復帰率に低下が見られることから要因分析を行い、着実な社会復帰率の向上を期待する。

また、労災リハビリテーション作業所の運營業務については、入所者ごとに障害特性や希望に応じた社会復帰促進プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施、入所者に対する就職情報の提供など、社会復帰に向けた必要な支援を行ったことにより、社会復帰率の目標を達成したことは高く評価できる。

なお、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）により、「現入居者の退去先を確保しつつ順次廃止する」こととされており、順次廃止を進めることになるが、退所先の確実な確保については、引き続き万全を期していただきたい。

④ 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進

産業保健推進センターでは、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、産業保健推進センターを段階的に集約化することとされており、平成 23 年度より 6 カ所の産業保健推進センターを集約した。

集約化に当たっては、本部や近隣の産業保健推進センターによる支援等により、産業医等の産業保健関係者等に対して行う実践的・専門的な研修・相談の充実、産業保健関係情報の提供・普及の取組に対して、その研修回数、相談件数、ホームページアクセス件数について、前年度と同レベル以上のサービスの質と量を確保しており、高く評価できる。引き続き、更なるサービスの質と量の向上を期待する。

また、東日本大震災への対応として、被災地及び避難先でメンタルヘルス等健康相談に関する相談会を実施した他、産業保健スタッフのみならず、被災労働者及びその家族等被災者等からの相談窓口を設置し、専門家がメンタルヘルス相談及び健康相談に対応するなど、社会的なニーズに応えているものと高く評価できる。

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給業務については、申請書の受付締切日から支給日までの所要日数の短縮に努め、中期計画の目標を達成している。

なお、本助成金事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえ、平成22年度に廃止（経過措置として平成24年度末まで支給業務を実施）とされたことから、産業保健関係者等に対してホームページ・メールマガジン等を活用し、広く周知を行うとともに、平成24年度継続申請者あてに個別に助成金の終了を通知するなど適切に対応している。

⑤ 未払賃金の立替払事業

未払賃金の立替払事業については、平成23年3月から実施している全国各地の都道府県弁護士会での立替払制度説明会の拡大や、地方裁判所裁判官、書記官に対する制度の説明及び協力依頼の拡大等の取組により、法律事案における書類不備が減少した。

なお、請求書の受付日から支払日までの期間は、平成23年度目標（25日以内）を大幅に上回る18.8日となっており、高く評価できるが、不正受給への対策については、更なる取組を期待する。

また、破産した企業（民事再生等を含む）に対する労働者から代位取得した賃金請求権に基づく求償についても、全国各地の都道府県弁護士会での立替払制度説明会でも債権回収への協力を依頼する等の取組を行った結果、過去最高の累積回収率（24.3%）となっており高く評価できる。

⑥ 納骨堂の運營業務

産業殉職者合祀慰霊式においては、慰霊式会場の後方からでも慰霊式の進行内容が見えるようにTVモニターを設置し、また、高齢者、障害者等に配慮した坂道でのキャリーカートの実行など、慰霊式参列者の方々のための改善が認められ、例年、満足度調査において中期目標を上回る高い評価を得ていることは評価できる。

なお、納骨堂そのものの運営は適切に行われ、社会的啓発の意味からも評価できるが、事業の周知については、更なる取組を期待する。

(3) 財務内容の改善等について

① 労災病院について

平成 23 年度における労災病院の経常損益は、厚生年金基金資産減少に伴う退職給付費用の増等の影響はあるものの、5 億円の経常利益を確保している。また、当期損益は、△12 億円となったものの、独法会計基準改訂に伴う減損損失 14 億円の計上という特殊要因の影響を除けば 2 億円の当期利益を確保しており、良好な成果をあげている。

② 人事、施設・整備に関する計画

人事に関する取組については、「運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、期首の職員数（720 人）以内とする」という平成 23 年度計画に基づき 675 人まで削減した。また、派遣交流制度等の活用により、職員の活性化に努めているが、今後、更なる活発な交流を期待したい。

なお、平成 23 年度においては、勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、前年度に引き続き、千葉労災病院、岡山労災病院及び熊本労災病院の施設整備を進めた。

(4) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

機構全体の平成 23 年度損益は、厚生年金基金資産減少に伴う退職給付費用の増等の影響を受けた労災病院事業の損益の影響もあり、△27 億円となっている。機構全体の財務状況の改善を図る上でも、上記 2 (3) ①で評価したとおり、今後とも、労災病院事業の当期利益の確保に向けて、なお一層の経営改善を推し進め、繰越欠損金の解消に向けた計画的な取組を期待する。

② 保有資産の管理・運用等について

ア 実物資産

昨年度の当委員会において「未だ売却に至っていない恵那荘等については、関係自治体への買受勧奨、不動産媒介業者のあっせん等、今後においても種々の工夫を凝らしながら、早期の売却を期待する。」と指摘したが、恵那荘については、平成 24 年 3 月 7 日付けで独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第 7 条第 3 項に基づき国庫納付（金銭納付）されたところであるが、未だ売却に至っていない水上荘等についても、今後においても引き続き、関係自治体への買受勧奨、不動産媒介業者のあっせん等、種々の工夫を凝らしながら、早期の売却を期待する。

また、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成 24 年 4 月 3 日行政改革実行本部決定）で示された対象となる職員宿舎（平成 24 年 4 月 1 日時点）の宿舎は 415 棟であり、平成 24 年中に策定予定の見直し実施計画に基づき着実に実施さ

れるよう評価委員会としても、その措置状況を注視していく。

イ 知的財産等

知的財産（特許権等）の出願に関する方針等については、「職務発明規程」を定め、本部に「職務発明審査委員会」を設置し、その審査を経て出願の可否等を組織的に決定されており、その特許権等の継続に関しても見直しを行っていることから、適切に対応しているものと評価できる。

平成23年度においては、実際に商品化に至ったものはないが、国際福祉機器展への出展等により、研究成果を企業や利用者へPRする等、実施特許契約の締結に向けて取り組んでおり、今後も機構の研究成果について特許等の申請を行いつつ実施特許等の取得により収益の向上に努めることを期待したい。

ウ 金融資産

機構は、各労災病院における運転資金と医療水準の維持向上を図るための医療機器の整備や増改築費用として必要な資金として、独立行政法人通則法第47条に基づき、国債、地方債及び定期預金の金融資産を保有している。

なお、「いわゆるたまり金の精査」における、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況については、財務担当員によるヒアリングにより、該当がない旨確認をしており、評価委員会として今後も注視する。

エ 債権の回収状況

医療に係る個人負担等の未収金については、未収金対策マニュアルに基づき回収を行うとともに、未収金対策チームを設置し、新規発生防止に係る院内体制の整備・構築を図っており、平成23年度決算においては、医療事業収入が前年度より45億円増加したにもかかわらず、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等からなる個人未収金の残高は前年度よりも2億円減少したことは評価できる。

③ 組織体制・人件費管理について

ア 給与水準の状況

平成23年度のラスパイレス指数は、事務・技術職員101.9、病院医師105.1、病院看護師109.7となっており、いずれも国に比べて給与水準が高くなっている。

（参考：独立行政法人国立病院機構 事務・技術職98.5、病院医師110.9、病院看護師99.9）

国と比べて給与水準が高くなっているのは、全体的に低年齢層の平均給与額は国を下回り、中高年齢層の平均給与額が国を上回り、年功的傾向の強い給与体系となっていることが大きな要因である。なお、前年度のラスパイレス指数と比べて、事務・技術職は0.1ポイント、病院医師2.2ポイント、病院看護師は0.1ポイントそれぞれ下がっている。

なお、労災病院の損益改善が大きな課題となっている中で、医師の確保は、医療の質の向上等に必要不可欠であるのみならず、病院経営上、医業収益の確保のために重要な事項であることから、医師の給与について特に配慮する必要がある

が、可能な部分については、医師の確保状況を考慮した上で、より適正な給与水準のあり方について、今後も必要な検討を進めていただきたい。

イ 総人件費改革の進捗状況

平成 23 年度の総人件費総額は 1,075 億円で、平成 17 年度 1,017 億円から、5.7% 増となり、行革推進法に基づく削減率を達成できていないが、これは労災病院が、アスベスト関連疾患への対応等、政策的な労災医療への取組や、中核的医療機関として救急医療や地域医療を担っていることから、その求められる役割を着実に果たしていくため、医師、看護師等の必要な体制を確保したものであり、医師等の確保が難しい現状を鑑みると、今後も、より積極的な医療人材確保により、労災病院のミッションの達成と経営の健全化を両立させることが期待される。

一方で、こうした政策的な医療など義務的・不可避的な増加を除いた人件費分については、賞与削減、俸給表の見直し等を実施するなどの給与改革や施設の統廃合、アウトソーシング等による人員減を推進し、平成 23 年度の事務・技能職員の人件費総額は、平成 17 年度比で 16.9% 削減となっており、大幅な人件費削減が図られている。

今後においても、労災病院事業を行っているという特殊性はあるものの、行革推進法を踏まえた適正な人件費管理に努め、更なる効率的な運営を期待する。

ウ 諸手当及び法定外福利厚生費の状況

国と異なる又は法人独自の諸手当については、民間病院等における諸手当の採用状況、救急医療等に携わる医療関係者の確保及び待遇改善の必要等から設けられていると言える。

なお、法定外福利費については、事業主負担によるレクリエーション事業を廃止しており、さらに、平成 23 年度から福利厚生事業を行う互助組織への法人支出を廃止している等、適切に見直しが行われている。

エ 国家公務員再就職者及び役員公募

役員の国家公務員再就職者 2 名については、平成 22 年度に公募を実施し、第三者による選考委員会の審議を経て、平成 22 年 10 月、民間から登用されたことにより解消された。また、職員の国家公務員再就職者 2 名についても、平成 22 年度末で解消され、いずれも適正に対応している。

④ 事業費の冗費の点検について

事業費の冗費削減については、従来から取組がみられ、機構本部において、労災病院グループの後発医薬品の共同購入、医療消耗品・手術材料等の共同購入、医療機器の共同購入、労災病院グループのリース調達物件を集めたリース料率の共同入札を実施する等により、平成 23 年度実績額（推計）では約 7 億円の削減効果額となったことを評価するとともに、今後のさらなる取組に期待する。

また、「平成 23 年度の庁費及び旅費の類に関する支出状況」から、年度末の駆け込み執行はないものと認められる。

⑤ 契約について

機構において平成 22 年 4 月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約及び一者応札・一者応募の見直しに取り組んでおり、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」で改善状況をフォローアップし、その結果については機構ホームページで公表している。

平成 23 年度の「競争性のない随意契約」については、東日本大震災の影響により、被災地域の施設において随意契約によらざるを得ない災害復旧工事等が発生したことにより、契約全体に占める割合は、件数 16.2%（見直し計画 11.7%）、金額 10.6%（見直し計画 9.0%）となっているが、震災の影響による随意契約を除いた場合には、件数 14.6%、金額 8.7%となり、金額割合では目標を達成している。

なお、「随意契約等見直し計画」の運用 3 年目である平成 24 年度については、計画水準を達成できるよう期待する。

⑥ 公益法人等への会費等の支出について

平成 23 年度における公益法人への会費等の支出については、165 件の該当があり、平成 24 年度以降においては、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成 24 年 3 月 23 日行政行革実行本部決定）の方針に従い、独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出を行うことがないよう評価委員会としても、その措置状況を注視していく。

⑦ 内部統制について

機構は、業務運営に関する目標を定めた中期目標及びその達成のための計画である中期計画に基づき、理事長自らが、機構を取り巻く情勢、基本的課題、取り組むべき事項及び方向性を明確にした「独立行政法人労働者健康福祉機構運営方針」（以下「運営方針」という。）を策定し、全職員に周知するとともに、職員アンケート等により各職員の浸透度をフォローアップしているが、今後、職員のモチベーション向上等に資するため、職員の意識調査については、更なる取組を期待する。

内部評価については、「運営方針」を踏まえた B S C の作成に当たっては、当該年度に達成すべき目標、達成するための行動計画及び達成状況を把握するための評価指標に、「利用者の視点」、「質の向上の視点」、「財務の視点」、「効率化の視点」、「組織の学習と成長の視点」の 5 つの視点に加え、P D C A サイクルにより、上半期評価を下半期の B S C の進行管理に反映させる他、決算期評価を翌年度 B S C に反映させるなどのマネジメントシステムは評価できるものとなっている。

なお、平成 23 年度より「質の向上の視点」にリスクマネジメントの視点を評価指標の項目に追加する等、的確な対応を行っている。

また、日常的モニタリングとして、各施設の業務運営状況について、毎月、各病院の患者数及び収支状況等に係る報告を受け、機構本部において運営計画の進捗状

況を把握し、必要に応じ個別病院協議を行うなど、運営計画達成のフォローアップ、経営指導が行われており、適切なガバナンスが図られていることは評価できる。

⑧ 事務事業の見直し等について

「独立行政法人の制度及び組織の見直し基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）に基づき、機構は、平成 26 年 4 月に固有の根拠法に基づく労災病院関係業務等の真に必要な事務・事業に限定新法人に移行することとされたことから、新法人への円滑な移行並びに政策医療改革、経営改革及び国立病院との連携といった改革事項を実施するため、機構内に「労働者健康福祉機構改革等推進本部」を設置し、国と連携を図りながら機構改革に取り組んだ。

今後も、厚生労働省の「国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会」（平成 24 年 3 月 30 日設置）における検討等を踏まえ、新法人への円滑な移行に向けた着実な取組を期待する。

また、産業保健推進センターの統廃合については、平成 23 年度末までに 16 か所の集約化を行うなど着実に取り組んでいるが、更なる集約化を進めるに当たっては、メンタルヘルス対策を含めた産業保健サービスが後退しないよう、体制の整備等に引き続き万全を期していただきたい。このほか、未払賃金の立替払事業における管理コストの効率化、納骨堂運営の改善、労働安全衛生融資等の貸付金回収業務における適切な債権管理も着実に進められているものと評価できる。

⑨ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑩ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成 24 年 7 月 17 日から 7 月 31 日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったところ、意見は寄せられなかった。